

## 令和2年村上市議会第3回定例会会議録（第5号）

### ○議事日程 第5号

令和2年9月30日（水曜日） 午前10時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 諸般の報告
- 第 3 請願第 3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願
- 第 4 請願第 4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願
- 第 5 議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定について  
議第115号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 第 6 議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定について  
議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について  
議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について
- 第 7 議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について
- 第 8 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）  
議第122号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）  
議第123号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）  
議第124号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）
- 第 9 議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について  
議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について  
議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について  
議第128号 令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について  
議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について  
議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について  
議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

- 議第 1 3 2 号 令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 3 号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 4 号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
- 議第 1 3 5 号 令和元年度村上市上水道事業会計決算認定について
- 第 1 0 議第 1 3 6 号 村上市立小中学校教育用端末購入契約の締結について
- 第 1 1 議第 1 3 7 号 令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 9 号）
- 第 1 2 議員発議第 1 3 号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を  
 図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
- 議員発議第 1 4 号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を  
 図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
- 第 1 3 議員発議第 1 5 号 新型コロナウイルス感染症対策の強化、少人数学級の実現と教員の技  
 本的増員を求める意見書の提出について
- 第 1 4 議員発議第 1 6 号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
- 第 1 5 議員発議第 1 7 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見  
 書の提出について
- 第 1 6 議員発議第 1 8 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出につい  
 て
- 第 1 7 議員発議第 1 9 号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出に  
 ついて

○本日の会議に付した事件

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 諸般の報告
- 日程第 3 請願第 3 号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願
- 日程第 4 請願第 4 号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求め  
 る請願
- 日程第 5 議第 1 1 3 号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制  
 定について
- 議第 1 1 4 号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部  
 を改正する条例制定について
- 議第 1 1 5 号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について
- 日程第 6 議第 1 1 6 号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定に  
 ついて

	議第 1 1 7 号	村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議第 1 1 8 号	村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について
	議第 1 1 9 号	公の施設に係る指定管理者の指定について
日程第 7	議第 1 2 0 号	村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について
日程第 8	議第 1 2 1 号	令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 8 号）
	議第 1 2 2 号	令和 2 年度村上市介護保険特別会計補正予算（第 2 号）
	議第 1 2 3 号	令和 2 年度村上市下水道事業会計補正予算（第 1 号）
	議第 1 2 4 号	令和 2 年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第 2 号）
日程第 9	議第 1 2 5 号	令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 2 6 号	令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 2 7 号	令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 2 8 号	令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 2 9 号	令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 3 0 号	令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 3 1 号	令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 3 2 号	令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 3 3 号	令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 3 4 号	令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について
	議第 1 3 5 号	令和元年度村上市上水道事業会計決算認定について
日程第 1 0	議第 1 3 6 号	村上市立小中学校教育用端末購入契約の締結について
日程第 1 1	議第 1 3 7 号	令和 2 年度村上市一般会計補正予算（第 9 号）
日程第 1 2	議員発議第 1 3 号	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
	議員発議第 1 4 号	コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について
日程第 1 3	議員発議第 1 5 号	新型コロナウイルス感染症対策の強化、少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出について
日程第 1 4	議員発議第 1 6 号	地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について
日程第 1 5	議員発議第 1 7 号	加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める

意見書の提出について

日程第16 議員発議第18号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について

日程第17 議員発議第19号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について

追加日程第1 緊急質問

---

○出席議員（21名）

1番	上村正朗君	2番	菅井晋一君
3番	富樫雅男君	4番	高田晃君
5番	小杉武仁君	6番	河村幸雄君
7番	本間善和君	8番	鈴木好彦君
10番	鈴木一之君	11番	渡辺昌君
12番	尾形修平君	13番	鈴木いせ子君
14番	川村敏晴君	15番	姫路敏君
16番	川崎健二君	17番	木村貞雄君
18番	長谷川孝君	19番	佐藤重陽君
20番	大滝国吉君	21番	山田勉君
22番	三田敏秋君		

---

○欠席議員（1名）

9番 稲葉久美子君

---

○地方自治法第121条の規定により出席した者

市長	高橋邦芳君
副市長	忠聡君
教育長	遠藤友春君
総務課長	竹内和広君
企画財政課長	東海林豊君
自治振興課長	渡辺律子君
税務課長	長谷部俊一君
市民課長	八藤後茂樹君
環境課長	田中章穂君

保健医療課長	信	田	和	子	君
介護高齢課長	小	田	正	浩	君
福祉課長	木	村	静	子	君
こども課長	中	村	豊	昭	君
農林水産課長	大	滝	敏	文	君
地域経済 振興課長	山	田	和	浩	君
観光課長	大	滝		寿	君
建設課長	伊	与部	善	久	君
都市計画課長	大	西		敏	君
上下水道課長	山	田	知	行	君
会計管理者	大	滝	慈	光	君
農業委員会 事務局長	小	川	良	和	君
選管・監査 事務局長	佐	藤	直	人	君
消 防 長	鈴	木	信	義	君
学校教育課長	菅	原		明	君
生涯学習課長	板	垣	敏	幸	君
荒川支所長	平	田	智	枝	子
神林支所長	石	田	秀	一	君
朝日支所長	岩	沢	深	雪	君
山北支所長	斎	藤	一	浩	君

---

○事務局職員出席者

事務局 長	小	林	政	一
事務局 次長	内	山	治	夫
書 記	中	山		航

午前10時00分 開 議

○議長（三田敏秋君） ただいまの出席議員数は21名です。欠席の届出のある者1名です。稲葉久美子議員からは、病気療養のため欠席する旨の届け出がありましたので、お知らせをいたします。定足数に達しておりますので、これから本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配付の議事日程により議事を進めてまいりますので、よろしくご協力のほどをお願いいたします。

---

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（三田敏秋君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則の規定によって、2番、菅井晋一君、14番、川村敏晴君を指名いたします。ご了承を願います。

---

日程第2 諸般の報告

○議長（三田敏秋君） 日程第2、諸般の報告を行います。

理事者から報告をお願いします。

市長。

〔市長 高橋邦芳登壇〕

○市長（高橋邦芳君） おはようございます。諸般の報告について申し上げます。

初めに、昨日発生いたしました熊の被害についてご報告をいたします。昨日午後2時50分頃、朝日地域鶉渡路地内において、80歳代の男性が熊に襲われる被害が発生をいたしました。襲われた方は、顔面などを負傷され、ドクターヘリで新潟市内の病院に搬送されたということであり、被害に遭われました方には心よりお見舞いを申し上げる次第であります。被害発生後、直ちに現場周辺ではパトロールやおりを設置するなどの対策を講ずるとともに、防災行政無線により市民の皆様への注意を呼びかけたところであります。また、小・中学校の下校時刻と重なったことから、児童生徒の安全を確保するため、緊急の措置としてスクールバスによる下校を実施するとともに、保護者による送迎の対応を行ったところであります。本日の通学時においても同様の措置を講じているところであります。周辺にお住まいの方におかれましては、外出の際や夜間の戸締まり等十分ご注意くださいようお願い申し上げます。また、熊を目撃した際は市役所、または村上警察署までお知らせをくださるようお願いを申し上げる次第であります。

次に、既に防災行政無線やホームページ等でお知らせをしているところでありますが、去る9月15日本市におきまして新型コロナウイルス感染症患者が1名確認されました。感染が確認されたのは、市内在住の男性、20歳代の方であります。罹患された方には一日も早く感染前の日常を取り戻していただきますようお願いを申し上げますとともに、関係者の皆様にもお見舞いを申し上げ

る次第であります。なお、この濃厚接触者の5名及びその他接触者8名の方につきましてはPCR検査を実施した結果、全員が陰性でありました。このたび初めて市内における感染が確認されたわけではありますが、市民の皆様には総じて冷静な対応をしていただいていると感じているところであります。これまでのご協力に心より感謝を申し上げる次第であります。このたびの感染の確認を受け、新潟県、また医療機関からは迅速な対応をいただきました。濃厚接触者並びに適切なリンクの確認と対策を講ずることによって、感染の拡大に至ることなく収束を確認することができたところであります。新型コロナウイルスによる感染は、誰にでも起こり得ることでもあります。引き続き県、保健所、医師会、医療機関との連携に万全を期すとともに、市民の皆様の感染の予防対策はもちろんであります。新型コロナウイルス感染症に対する医療体制につきましても万全を期してまいります。その上で改めて感染者やその関係者、医療従事者等に対するいわれのない偏見や差別は決して許されるものではありません。市民の皆様には今後とも落ちついた対応、そして思いやりを持った行動に努めていただきたいと思いますし、引き続き感染の予防に取り組みながら、新しい生活様式による日常を実践していただくようお願い申し上げます。

これから秋・冬に向けて季節性インフルエンザの流行が懸念されます。季節性インフルエンザと新型コロナウイルス感染症が同時に流行した場合、市民生活はもちろんであります。医療機関への負荷が大きくなることが予測されます。このことから本市では、重症化リスクが高いとされる高齢者、そして高校生以下の若年層並びに妊婦を対象とするインフルエンザワクチン接種費用についての助成を実施することとして、このたび補正予算を追加提案させていただいたところであります。新型コロナウイルス感染症につきましては、今後も不断の対応を取っていく必要があると考えておりますので、議員各位におかれましては特段のご協力をお願い申し上げます。

以上でございます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑のある方。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） おはようございます。ご苦労さまでございます。

熊のことで少しお伺いしたいのですが、どういった状態の中で襲われたのですか。例えば家の近くにいたとか、道路を歩いていたとか、あるいは農作業をしていたとか、その辺の辺りはいかがなものなのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） 新聞報道にもございますが、クルミを拾っていたと。農地の脇の土手沿いのクルミの木の下でクルミを拾っていたところ、襲われたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 私も5年ぐらい前ですか、熊スプレーということをご提案したことがございます。長岡技術大学でしたっけ、ちょっと間違っているかもしれません。その教授で、女性の方で、

ちょっと名前少し思い出せないのですが、一生懸命猿とか、そういったようなところの猿退治ではないですけども、そういったところのいろいろなご提案、行政側にもご提案して、説明会したりされている女性の教授の方がいらっしゃいましたが、名前ちょっとごめんなさい、思い出せないのですが、その方一生懸命、ちょっと懇談する場があって言っていたのは、その方々が山に入るときとか、そういったことをするときには熊スプレー、これなのですよ、見せてくれて、持って入りますと。いわゆるアメリカの森林、アメリカの話ですけども、アメリカの森林警備隊は義務づけられているのです。それを腰に添えて持っていくと。いつ何どき熊以外にもいろいろな獣が襲ってくる場合がございますので、中にトウガラシが入っていて、トウガラシをばっとかけるわけです。そうすると、逃げていくというか。半日ぐらいのたうち回りますけれども、命には別状ないと、熊とか獣の。そういったものを携帯して、それに対して市としても補助金つけて、説明会などを開いていっていかがなものかなという話をしたことあるのです、私提案して。今後、まず本当に熊スプレーということなのですけども、そういったものも少し行政でも前向きに検討していただいて、そういったことも今回ならない、もしかして持っていれば防げたかもしれないですけども、その辺を含めてどんなものかなと思いますけれども、いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 姫路議員から以前ご提案をいただいて、その後検討を实はさせていただきました。いろいろな形態がありますので、山に入る、お仕事で入るケース、またプライベートで入るケース、いろいろなケースがあります。そういったときに身を守るために使うものにどういった形の行政としての支援ができるのかということを検討した経緯があります。その後、すみません、私も今失念をしております、どうしたのかなということであれですけども、また引き続き、今年特にブナの実が少ないときはかなり熊害が多くなります。これは過去にも、数年前にも経験していることがありますので、都度それについて、おりもどんどん増えております。ただ残念ながら猟友会の皆様方が高齢化しており、また担い手がなかなか育っていかないという現状もありますので、どういった手法がいいのか、また自らの命を守るためにそういうものがあつた場合、当然いいわけでありますので、それについてどういう対応ができるのかということをしりまた改めて検討したいと思ひます。現在、県の市長会でもこの熊害、ほかの鳥獣被害も含めてでありますけれども、それをしっかりと県の市長会として国に要望を上げて、それについての財政措置ということについても取組は進めております。いろいろな視点からそういうものを未然に防ぐ仕組み、そして動物をまた守っていけるような仕組み、共存ができるような仕組みをしっかりとこれから検討していきたいと思ひます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 誰にでもあれするスプレーではなくて、その活用の仕方もしっかりと説明会などを開いて、それで来られた方に説明会終了証みたいなのを渡して、それを持っている人に限



り補助しますよとか、例えば具体的なことを私言っていますけれども、少しそこまで煮詰めて、こうやって被害の方が出るということはやっぱり行政としても市民の命を守るという部分から、観点から言うと、大事な取組の一つなので、ぜひもう一度前向きに考えてもらいたいと思います。よろしくをお願いします。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わり、諸般の報告を終わります。

---

日程第3 請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第3、請願第3号を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託をし休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） おはようございます。ただいま上程されております請願第3号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助創設を求める請願については、去る9月16日に開催されました市民厚生常任委員会で審査を行いました。

最初に、紹介議員の補足説明を求めましたが特になく、請願者から請願の趣旨について意見陳述を受けた後、審査に入りました。委員から、加齢性難聴になると認知症のリスクも大きくなり、引き籠もる原因となる。いつまでも健康でいてほしいことから、賛成であるとの意見が多くありました。審査を終え、討論を求めたところ、討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第3号は採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから、ボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第3号は採択することに決定をいたしました。

---

日程第4 請願第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を  
求める請願

○議長（三田敏秋君） 日程第4、請願第4号を議題といたします。

本件は、市民厚生常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、委員長から審査報告書が議長宛てに提出をされています。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） 請願第4号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出を求める請願については、先ほどの請願第3号に引き続き審査を行いました。

最初に、紹介議員の補足説明を求めましたが特になく、請願者から請願の趣旨について意見陳述を求めた後、審査に入りました。委員より、消費税が2%上がった中で若者と違って後期高齢者の所得が増えることがないこと、全国後期高齢者医療広域連合協議会が国へ要望書を上げていることから、賛成するとの意見がありました。審査を終え、討論を求めたところ、討論なく、起立採決の結果、起立全員で請願第4号は採択すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから、ボタン式投票により採決をいたします。

本件に対する委員長報告は採択です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、請願第4号は採択することに決定をいたしました。

---

日程第5 議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する  
条例制定について

議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例  
の一部を改正する条例制定について

議第115号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第5、議第113号から議第115号までの3議案を一括して議題といたしま

す。

本案は、いずれも総務文教常任委員会に付託をし休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） おはようございます。ただいま上程されております議第113号から議第115号までの3議案について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月11日及び14日の2日間にわたり、いずれも午前10時から市役所第1委員会室において、11日は委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、14日は委員全員、議長、議会事務局長、副市長、教育長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開会いたしました。

初めに、議第113号 村上市常勤の特別職職員の給与に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、不祥事の件について、本会議での説明の中で職員採用の際に過去のこともあり重々注意したとの説明だったが、既に採用時に問題があったという意味かとの質疑に、職員採用後の研修において消防本部で起きた過去の事例も伝え、綱紀粛正の自覚を促し十分気をつけるようにとの趣旨であった。再発防止の観点からも指導しており、今後も徹底していききたいとの答弁。その他質疑なく、討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第113号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第114号 村上市消防団の設置、定員、任免、給与、服務等に関する条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長より説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、このたびの条例改正は本市の現状に合わせるという意図と思うが、機材等や設置場所がなくなる集落も生じるのではないかとの質疑に、1集落に2台ある機材については班によっては使用していない事例も確認されることから、消防団と協議して整理し、自主防災組織で使用するのであれば譲渡も考えているとの答弁。委員より、人員の見直しにより消防団が行っている消火栓等の維持管理や実務に関しての支障は生じないのかとの質疑に、現在の団員実数が減るわけではないので、支障はないと考えているとの答弁。委員より、消防団の年齢構成が高くなっていることを危惧するがとの質疑に、定年制を検討したこともあったが、年齢構成が一番高いのは村上地区となり、定年制を実施した場合には村上地区の団員が激減し支障が生じるために現段階では定年制は考えていないが、若い世代の団員が長く在職してもらえよう協議を進めている状況との答弁。委員より、実務演習等では最低でも3人体制での消火訓練が実施されているわけだが、団員が減少している現状から退団した団員に協力してもらおうなど、各方面隊においても体制の充実に係る方法を研究してみてもとの質疑に、機能別分団や機能別団員については退職された方々にも団員として協力を願うことも検討

しているとの答弁。委員より、条例改正をしてまで定員を減らさないと何か問題があるのかとの質疑に、法的には問題はないが、これまで努力してきたが人口減少が進む中において団員も減ってきていることから、目標値を下げたほうがよいのではと検討した結果との答弁。委員より、特に団員が減っている方面隊はとの質疑に、山北方面隊となり、定員に対して69%程度。山北地区の退職された方に機能別団員として復帰していただき定数に近づけたいとの答弁。その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第114号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第115号 村上市体育施設条例の一部を改正する条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、旧上海府小学校は校舎と体育館に分かれるが、条例改正後における体育館の活用方法はとの質疑に、老朽化が進んだ旧吉浦小学校体育館の上海府体育館の機能を移し、社会体育施設として体育館を活用するとの答弁。委員より、閉校時に検討委員会の中で地元の意見から旧上海府小学校は校舎も老朽化していないため、青少年の臨海学校等の野外学習などの社会教育に活用してはとの意見もあったか、検討結果はとの質疑に、利活用検討委員会で検討した中で様々なアイデアはいただいたが、現在に至っているのが現状であり、今後については民間利用も含めて検討を進め、有効活用できるように努めたいとの答弁。委員より、設置されている受水槽については、長期間使用していないと使えなくなるおそれもあるが、その部分の改修工事は必要になるのかとの質疑に、体育館部分については別配管で使用できるようになっているので工事は必要ないと考えているとの答弁。その他さしたる質疑なく、以上で質疑を終結し、討論を求めた結果、討論なく、起立による採決を行った結果、議第115号については起立全員にて原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第113号について採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第113号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第114号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第114号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第115号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第115号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第6 議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例  
制定について

議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める  
条例の一部を改正する条例制定について

議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関  
する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について

議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について

○議長（三田敏秋君） 日程第6、議第116号から議第119号までの4議案を一括して議題といたしま  
す。

本案は、市民厚生常任委員会に付託をして休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛て  
に審査報告書が提出されております。

最初に、委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

[市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇]

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第116号から議第119号ま  
での4議案については、去る9月16日市役所第1委員会室において委員全員、議長、議会事務局長、  
副市長、担当課長及び担当職員出席の下、委員会を開催いたしました。その審査概要と結果につ  
いて報告をいたします。

初めに、議第116号 村上市保育園等施設整備計画審議会条例の一部を改正する条例制定について  
担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、第3次審議会の概要はどの質  
疑に、令和4年度からの計画について、その方向性、在り方について協議を願うものであり、構成  
員は15名である。なお、この一部改正は病児保育施設及び施設整備計画の策定に必要であると認め

られる施設を追加するものであるとの答弁。質疑を終え、討論を求めたところ、討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第116号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

次に、議第117号 村上市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第117号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

続いて、議第118号 村上市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例制定について担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論なく、起立採決の結果、起立全員で第118号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

最後に、議第119号 公の施設に係る指定管理者の指定について担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、指定管理者の指定に係る資料には市が求める基準をクリアしているのか、他の応募団体との比較などの情報が掲載されていない。このままでは審査ができないとの意見があり、暫時休憩の後、指定管理の候補者の選定についての答申書並びに指定管理候補者選定基準表を資料として提出していただきました。追加の資料の提出に当たり、副市長より、指定管理者の指定にあっては地方自治法で決められており、選考委員会の答申に沿って市長の提案するものであること、その上で今後は出せる資料についてはできる限り準備する旨の答弁がありました。委員より、指定管理料積算内訳では5年間の人件費が同額となっているが、職員の昇給は含まれていないのかとの質疑に、国が定める配置基準に関わる人員分の人件費の改定については公定価格に反映されるため、公定価格の改定があれば協定額の積算で対応する。公定価格に含まれない人件費については、5年間据置きの積算となるとの答弁。以上で質疑を終え、討論を求めたところ、討論なく、起立採決を求めたところ、起立全員で議第119号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第116号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第116号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第117号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第117号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第118号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第118号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第119号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第119号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第7 議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定について

○議長（三田敏秋君） 日程第7、議第120号を議題といたします。

本案は、経済建設常任委員会に付託をして休会中ご審査願ったものですが、委員長から議長宛てに審査報告書が提出されております。

委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

経済建設常任委員会委員長。

[経済建設常任委員長 川崎健二君登壇]

○経済建設常任委員長（川崎健二君） おはようございます。ただいま上程されています議第120号について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

去る9月17日、18日の2日間、市役所第1委員会室において委員全員、議長、議会事務局長、副市長、担当課長及び担当職員出席の下、経済建設常任委員会を開会いたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第120号 村上市森づくり基本計画策定委員会条例制定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、委員会委員はどのような方々が決まっている

のかとの質疑に、具体的には1号委員としては大学の先生、経営コンサルタントの方、2号委員としては下越森林管理署村上支署、それから村上地域振興局農林振興部の職員、3号委員としては岩船郡木材組合に属する林業事業体から川中、川上、川下から2名程度で、合計6名程度であり、4号委員は今のところ予定なく、合計15名ぐらいとの答弁でした。委員より、基本計画の策定が完了するのはいつ頃かとの質疑に、令和3年3月末であるとの答弁でした。委員より、委員の報酬及び費用弁償はどのようになっているかとの質疑に、村上市の特別職の職員で非常勤であるものの報酬及び費用弁償に関する条例に規定しているその他の委員会の委員ということで、日額報酬で規定されている。長に当たる方は6,500円、それ以外の委員は6,300円ということで想定しているとの答弁でした。会議は何回開催する予定かとの質疑に、報酬及び費用弁償については今定例会の補正予算に計上しているが、4回ほど開催する予定であるとの答弁でした。委員より、昨年から森林環境譲与税の交付が始まっているが、この辺の予算づけの中で森づくり基本計画に民有林も対象になると理解しているが、森林環境譲与税を活用した活動も想定されるのかとの質疑に、森林環境譲与税をどのように活用していくか、森林整備、こういったものにも充当されるべきものである、それらも加味した計画になるとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第120号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

これから議第120号をボタン式投票により採決をいたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第120号は委員長報告のとおり可決されました。

---

日程第8 議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）

議第122号 令和2年度村上市介護保険特別会計補正予算（第2号）

議第123号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）

議第124号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）

○議長（三田敏秋君） 日程第8、議第121号から議第124号までの4議案を一括して議題といたします。



本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託して休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。各委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

[一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇]

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第121号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第8号）については、その審査の概要と経過について報告を申し上げます。

議第121号については、今定例会において一般会計予算・決算審査特別委員会で審査することとしたわけですが、その審査については当特別委員会に総務文教、市民厚生、経済建設の各分科会を設置し審査いただいたところです。去る9月25日午前10時から委員21名、議長、議会事務局長出席の下、全体会を開催し、各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決をしたところでありますが、私からその審査と経過について主なものを報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、去る9月11日、14日の両日、総務文教常任委員会終了後、市役所第1委員会室において一般会計予算・決算審査特別委員会委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長並びに理事者説明員出席の下、開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、第15款国庫支出金について、委員より、新型コロナウイルス感染症対応として地方創生臨時交付金の残額がこのほど計上されているが、今後追加の見通しはあるのかとの質疑に、国庫補助金事業で取り組んでいる部分では若干見込める可能性があるが、大型の追加は見込めないと理解しているとの答弁でした。

歳出では、第10款教育費について、委員より、市の事業がほとんど中止になり、様子を見ている民間事業も中止になっているが、モデル的な取組が必要ではとの質疑に、社会教育関係の講座などは新しい生活様式で始めていることから、徐々に通常に戻りつつあり、スケートパークでも体験会をイベントとして実施しており、今後はモデル的に各種大会をガイドラインに沿った形で感染症対策を十分にしながら実施していきたいとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち総務文教分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、去る9月15日、16日の両日、市民厚生常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、各分科会全員、議長、

議会事務局長、副市長並びに理事者説明員出席の下、開催し、各担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、質疑なく、歳出では、第2款総務費について、委員より、防犯対策費として防犯灯のLED化が進められているが、現在の状況はとの質疑に予算の範囲内で計画的に進めている。3月末現在でのLED化率は34%であるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち市民厚生分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、去る9月17日、18日、経済建設常任委員会終了後、市役所第1委員会室において、一般会計予算・決算審査特別委員会正副委員長、分科会委員全員、議長、議会事務局長、副市長並びに理事者説明員出席の下、開催し、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では質疑なく、歳出では、第8款土木費について、委員より、私道整備補助金について3分の1の補助で上限100万円であるが、町内などでまとまったお金を捻出することはなかなか困難である。基本的に私道なので受益者負担という考えであるとは思いますが、3分の1の補助から2分の1の補助に引き上げることは可能ではないかと思うがとの質疑に、私道は手を入れられないので、地域の皆様の負担軽減のために補助金がある。近年では補助金が少ないから申請がないのか分からないが、修繕工事も対象としたことにより、申請も少しずつ出てきているのでこの頻度も見ながら判断する。また、市の補助金の考え方として30%を基本としているため、他補助金との整合性を考えながら研究していくとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第121号のうち経済建設分科会所管分については、起立全員にて原案のとおり可決すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、議第121号は起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程されております議第122号 令和2年度村上市

介護保険特別会計補正予算（第2号）について、審査概要と結果について報告をいたします。

担当課長に議案の説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論なく、起立採決の結果、起立全員で議第122号は原案のとおり可決すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） 日程第8、議第123号、議第124号について、ただいま上程されております議第123号 令和2年度村上市下水道事業計画補正予算（第1号）及び議第124号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第123号 令和2年度村上市下水道事業会計補正予算（第1号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。委員より、企業債の償還期間と金利はどの質疑に、起債協議額の年利の利率は5%以内で協議している。借入先は、財政融資資金と銀行等の縁故債を予定している。償還年限は40年のものと20年、縁故債は10年を予定しているとの答弁でした。委員より、縁故債は入札かとの質疑に、縁故債については3月末の借入れを予定しており、企画財政課の入札に基づき金利が決定するとの答弁でした。委員より、借り入れの金額はどの質疑に、令和元年度末で280億5,984万3,667円であるとの答弁でした。委員より、下水道の水が多く使われる時間帯はいつなのかを調べ、時間帯によって価格を変更するなどすれば、画期的な企業経営になってくると思うがとの質疑に、審議会では今年度と来年度に向けて経営のことを検討することになっており、今のことも含め検討していくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第123号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

最後に、議第124号 令和2年度村上市簡易水道事業会計補正予算（第2号）を議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りましたが、質疑なく、討論を求めましたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第124号については起立全員で原案のとおり可決すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第121号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第121号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第122号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第122号は委員長報告のとおり可決されました。

次に、議第123号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第123号は委員長報告のとおり可決されました。

最後に、議第124号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は可決です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第124号は委員長報告のとおり可決されました。

午前11時10分まで休憩といたします。

午前 10時55分 休 憩

---

午後 1時01分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第9 議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について

議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定について

議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第128号 令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定について

議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

議第132号 令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第133号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第134号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

議第135号 令和元年度村上市上水道事業会計決算認定について

○議長（三田敏秋君） 日程第9、議第125号から議第135号までの11議案を一括して議題といたします。

本案は、一般会計予算・決算審査特別委員会並びに関係所管常任委員会に付託し休会中ご審査願ったものですが、各委員長から審査報告書が議長宛てに提出されております。

各委員長から審査の概要について報告をお願いします。

最初に、一般会計予算・決算審査特別委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

一般会計予算・決算審査特別委員会委員長。

〔一般会計予算・決算審査特別委員長 大滝国吉君登壇〕

○一般会計予算・決算審査特別委員長（大滝国吉君） ただいま上程されております議第125号 令和元年度村上市一般会計歳入歳出決算認定について、その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

議第125号については、先ほど報告いたしました議第121号に引き続き、総務文教、市民厚生、経済建設の分科会において審査し、全体会において各分科会長から審査の概要について報告をいただき、採決したところではありますが、私からその審査の経過について報告させていただきます。

初めに、総務文教分科会については、歳入で第10款地方交付税について、委員より、普通交付税

が前年度より増額になっているのに対し、特別地方交付税は減額となっている理由はとの質疑に、普通交付税は複雑な要素があり、収入側と需要額との差額で算定するが、上限もあることから国のほうでは臨時財政対策債をこれからは減らす方針であり、その分普通交付税に振り替わったもの、特別地方交付税の減額理由については、昨年少雪であったので経費がかかっていないのが一因となるとの答弁でした。

歳出では、第10款教育費について、委員より、成人式について令和4年度民法改正により、18歳成人に関しての検討はとの質疑に、青少年問題研究協議会で検討したが、18歳は進学の時期にぶつかることなどから、今のところ二十歳を祝う会等で式典実施の方針であるとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち総務文教分科会所管分については起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

次に、市民厚生分科会については、歳入では第14款国庫支出金について、委員より、マイナンバーカードの普及率と改善点はとの質疑に、9月1日現在で有効保有数が7,508枚で、12.82%である。マイナポイントの延長や来年3月から保険証として使用できることから、事務の改善を進めていきたいとの答弁でした。

歳出では、第4款衛生費について、委員より、火葬場3施設の老朽化が進んでいるが、計画の検討は進んでいるのかとの質疑に、昨年度から整備計画策定のため庁内検討委員会で検討している。今年度から具体的な作業部会を立ち上げ、整備計画に向けて進めているとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否について発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち市民厚生分科会所管分については起立多数で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

最後に、経済建設分科会については、歳入では、第13款使用料及び手数料について、委員より、イヨボヤ会館の入館者数が4万6,731人で、1万1,363人減少している。イヨボヤの里開発公社が工夫を凝らしながら頑張っているが厳しい状況である。抜本的な何かを変えなければならないと思うがとの質疑に、イヨボヤ会館は市にとっては大切な観光資源でもあり、三面川というすばらしい鮭のふるさとを象徴する会館である。観光客についてそれなりの入り込み客があったと記憶しているが、特に年明け2月以降のコロナの影響も多少は出ていたと思う。今後さらに親しみの持てるように努力していくとの答弁でした。

歳出では、第8款土木費について、委員より、道路新設改良費の村上総合病院の周辺道路について村上総合病院の敷地ができていますが、路線バスの乗降場所はとの質疑に、幹線道路から村上総合病院の正面側の乗り入れから病院敷地に入り玄関に行く前にバスを止める場所があるので、そこで乗り降りすることになるとの答弁でした。また、委員より、路線バスの乗降場所から玄関まで屋根はついているのかとの質疑に、通路に簡易的な屋根がついているとの答弁でした。

質疑を終結し、賛否についての発言を求めたが、発言なく、起立による賛否態度の取りまとめを行った結果、議第125号のうち経済建設分科会所管分については起立全員で原案のとおり認定すべきものと態度を決定したとの報告でした。

全体会では、質疑1件あり、討論求めたが討論なく、起立採決の結果、議第125号は起立多数で原案のとおり認定すべきものと決定をいたしました。

以上で報告終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

次に、総務文教常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

総務文教常任委員会委員長。

〔総務文教常任委員長 小杉武仁君登壇〕

○総務文教常任委員長（小杉武仁君） ただいま上程されております議第126号及び議第127号の2議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査を行いました。その審査の概要と経過についてご報告申し上げます。

初めに、議第126号 令和元年度村上市土地取得特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第126号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第127号 令和元年度村上市情報通信事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、自主放送番組制作委託料の内容はとの質疑に、あさひちゃんねるの特別番組編成等によるものとの答弁。委員より、Wi-Fi設置分も見ているようだが、今回の補正で支所の設置分は入っているかとの質疑に、支所分を含んでいるとの答弁。

その他さしたる質疑なく、討論もなく、起立採決の結果、起立全員で議第127号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上で報告を終わります。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。  
〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

次に、市民厚生常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いいたします。

市民厚生常任委員会委員長。

〔市民厚生常任委員長 長谷川 孝君登壇〕

○市民厚生常任委員長（長谷川 孝君） ただいま上程をされております議第129号から議第131号までの3議案については、去る9月16日の市民厚生常任委員会において審査されました。その審査概要と結果についてご報告申し上げます。

最初に、議第129号 令和元年度村上市国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、不納欠損額、収入未済額合わせて1億5,000万円くらいになるが、資格証、短期保険証の世帯数はとの質疑に、8月1日現在で資格証94世帯、短期保険証51世帯であるとの答弁。委員より、この方たちが受診する場合の対応はとの質疑に、資格証、短期証の方たちとは納税相談などできちんと対応している。受診の必要性がある場合は特別な事情ということで短期保険証を発行しているとの答弁。

歳出では、委員より、保健事業費で人間ドックの助成額が他町村と比べて低いのではないかとの質疑に、助成を決定するに当たって、国保の財政運営を第一に考えて1万円と決めたもの、被保険者数が減少している中で受診者が増えているということはあるが、どのように考えているのかとの質疑に、温泉事業については効果がないわけではないが、他の保健事業と同じく費用対効果や国が進めている医療費抑制に資する事業なのか、総合的に検討していかなければならない事業の一つであるとの答弁。

質疑を終え、討論を求めたところ、討論なく、起立採決の結果、起立多数で議第129号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

次に、議第130号 令和元年度村上市後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

質疑なく、討論を求めたところ、保険料が高いこと、国の補助が少ないことから反対するとの反対討論がありました。起立採決の結果、起立多数で議第130号は原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

最後に、議第131号 令和元年度村上市介護保険特別会計歳入歳出決算認定について担当課長から議案の説明を受けた後、質疑に入りました。

歳入では、委員より、国庫支出金の中で保険者機能強化推進交付金は自立支援に取り組んだ市町村に交付されるものかとの質疑に、地域支援事業の中の介護予防事業を強化する市町村に交付される。国の評価基準を決めており、取組に応じて交付金の額が決まるとの答弁。

歳出では、委員より、生活支援体制整備事業費の生活支援コーディネーターの人事配置について新潟市などでは各区に1人専任で配置しているが、本市は違うがなぜなのかとの質疑に、他の自治体のように専任が望ましいが、受け手がないため、旧市町村単位で社会福祉協議会やスポーツクラブのマネージャーなどに他の業務を兼ねながらお願いしている状況であるとの答弁。



ほかにさしたる質疑なく、質疑を終え、討論を求めたところ、負担が大きく、受けたサービスが受けられないので反対するとの反対討論がありました。起立採決の結果、議第131号については起立多数で原案のとおり認定すべきものと決定いたしました。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ごございませんね。これで質疑を終わります。

最後に、経済建設常任委員会委員長から審査の概要について報告をお願いします。

経済建設常任委員会委員長。

〔経済建設常任委員長 川崎健二君登壇〕

○経済建設常任委員長（川崎健二君） 日程第9、ただいま上程されております議第128号及び議第132号から議第135号までの5議案について、先ほど報告いたしました議案に引き続き審査をいたしました。その審査の概要と経過について主なものをご報告申し上げます。

初めに、議第128号 令和元年度村上市蒲萄スキー場特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、平成26年に村上市蒲萄スキー場外部委員会は、市長の諮問に応じ7項目の答申をしており、その中に今後の運営の方向性についてということで、行政よりも民間が運営するメリットが大きいので、次の点を踏まえて村上市直営のスキー場から民間運営の移行の検討を進めるという答申が出ており、市役所内で課を超えた検討委員会を立ち上げ、地域、また市民とともに民間により運営をする検討を進めるとあったが、平成26年から現在までどのような検討がなされたのかとの質疑に、委員会自体は立ち上げていないが、内部会議や予算要求等それぞれの段階の中で総務課、企画財政課と蒲萄スキー場の在り方について常に相談している。今の位置づけも学校のスキー授業等にも使っており、地域の方の体育施設として需要も大きいので、観光面もだが、そのような観点からも考察が必要になってくる。蒲萄スキー場が将来どうあるべきか、観光課のみならず全庁でこれまでの提言等を踏まえながら改めて検討していくとの答弁でした。

委員より、令和元年度の決算を締めた時点で、村上市蒲萄スキー場の借金はどのくらいあるのかとの質疑に、令和元年度末で未償還の元金が7,997万1,992円であるとの答弁でした。委員より、村上市スケートパークをはじめ、市の規模としてこういう大きい施設を2つも3つも維持していくのは非常に難しいと思うので、限られた予算の中でどう維持していくのかとの質疑に、蒲萄スキー場のみならず、市内に280ある公共施設の総合的な見直し作業にも着手している。それぞれの施設の必要性、それから今後の利用、そういったことも人口減少と相まって本市にとって何が必要で、何をどうまとめて取り組んでいけばいいのかを強く認識して、今後の作業を進めていくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第128号につ

いては起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

続いて、議第132号 令和元年度村上市下水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、都市計画下水道負担金の不納欠損額12名の45件は法人かとの質疑に、個人の負担金であるとの答弁でした。委員より、公共下水道は平成30年度までに完成する予定であったが、毎年のように繰越明許費が出てきているが、今実施している仲間町の完成予定はどの質疑に、来年度に完成の見込みとなっているが、一部単費の部分で繰り越す部分が多少あると思うとの答弁でした。委員より、村上と荒川の公共下水道の整備率と普及率はどの質疑に、整備率については90%以上であり、残っているのは仲間町、坪根地区となっている。水洗化率は、公共下水道と特定環境保全公共下水道を合わせて、公共下水道率は72.3%、農業集落排水事業85%となっているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第132号については起立全員で原案のとおり認定するものと決定しました。

次に、議第133号 令和元年度村上市集落排水事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、個別浄化槽施設使用料の81万7,964円は何世帯分で、1世帯当たりの金額はどの質疑に、23世帯であり、1世帯当たり一月3,000円であるとの答弁でした。委員より、河内集落で行っているように個別浄化槽の使用料をいただき、メンテナンスは行政で行うという形が今後高齢化社会を支えるために必要なことだと思うが、検討できないのかとの質疑に、河内地区についてはもともと全村を挙げて下水道を整備しようとスタートしている。河内については下水道の区域に入っていたが、市の都合で下水道を整備できなかったという経緯があり、合併浄化槽も全て村で帰属を受けて管理をしてきたということである。ほかのところは違う経緯がある。このようなことから合併浄化槽の補助金などがある。ここで河内地区と同じようにしていくとは言えないが、今後研究をしていくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第133号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

次に、議第134号 令和元年度村上市簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、繰入金の前年度より大きく増えている要因はどの質疑に、使用料の収入減と維持管理費が増えたことが主な原因であるとの答弁でした。委員より、使用料の減は給水人口の減ということだと思うが、経営が厳しい時代となっていくが、上水に組み入れる予定はないのかとの質疑に、今年度と来年度に審議会での経営の見直しの検討を進めていく。また、簡易水道の施設については老朽化が進んでいることと人口減少が大きく影響しているとも、今年から漏水の原因をきちんと把握するために排水流量計の更新をし、適切な流量の把握から始めているとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第134号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

最後に、第135号 令和元年度村上市上水道事業会計決算認定についてを議題とし、担当課長から説明を受けた後、質疑に入りました。

委員より、5,505万9,745円も利益があるので、水道料金を下げる考えはないのかとの質疑に、利益が出ているが、建設改良・維持に充てており、安定供給の財源となっており、簡水にも繰り入れしているとの答弁でした。委員より、コロナ禍で瀬波温泉でも水の供給を負担に思っていると思うが、瀬波温泉からはどのような意見があるかとの質疑に、瀬波温泉については対象となる9軒全てに温泉排水の減免を行った。水道料金については、当初10月1日から段階的に値上げをし、令和3年10月1日に統一する予定であったが、10月1日からの値上げする部分は取りやめ、値下げする部分は予定どおり実施したとの答弁でした。委員より、春先に朝日地区で水源の水位が下がり、水の使用を控えたことがあったが、原因と対策はどの質疑に、監視のほうは続けており、おかげさまで今年については雨が多くあったこともあり、井戸の水位が下がることはなかった。コンサルタントも含めて今後の対応と朝日温海道路に4号井戸を一日も早く供用できるように進めていくとの答弁でした。

以上で質疑を終結し、討論を求めたが、討論なく、起立による採決を行った結果、議第135号については起立全員で原案のとおり認定すべきものと決定しました。

以上で報告を終わります。ありがとうございました。

○議長（三田敏秋君） ただいまの委員長報告に対する質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議第125号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第125号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第126号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第126号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第127号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第127号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第128号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第128号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第129号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第129号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第130号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第130号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第131号の討論を行います。

稲葉久美子議員から9月28日付で議第131号の反対討論の通告書の提出がありましたが、本日本会議欠席の届出があり、会議規則第51条第4項の規定により、その効力が失われましたので、議事を進行いたします。

これで討論を終わります。

これから議第131号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第131号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第132号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第132号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第133号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第133号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

次に、議第134号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第134号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

最後に、議第135号を採決いたします。

本案に対する委員長報告は認定です。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第135号は原案のとおり認定することに決定をいたしました。

---

日程第10 議第136号 村上市立小中学校教育用端末購入契約の締結について

○議長（三田敏秋君） 日程第10、議第136号 村上市立小中学校教育用端末購入契約の締結についてを議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第136号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第136号は、村上市立小中学校教育用端末購入契約の締結について、地方自治法第96条第1項第8号の規定により議会のご議決をお願いするものであります。

本契約は、文部科学省が進めるGIGAスクール構想の実現に向けて、児童生徒1人1台の学習者用コンピューターを整備するものであります。

入札に当たりましては、令和2年9月3日に指名競争入札を執行し、同日落札業者であるエスジー・スタッフ株式会社村上営業所と2億900万円で仮契約を締結したものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまです。先般からこの件はいろいろと質疑もありました。いよいよもって契約ということでございますが、3,499台、これはタブレットになろうかと思うのですが、購入して、それを子どもたちに貸し出すという方向性でやるのではなくて、貸し出すという方向性で物事を行っていくということによろしいのですよね。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 児童生徒1人1台ずつ貸出しをしながら、子どもたちがそのタブレット端末を使いながら学習していただくというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 貸し出すということはどういうことかというのと、これはタブレットですが、前に朝日、山北のほうでも防災無線ではなくて、緊急の電話ありますよね、村上地区にはないのですが。それのときもいろいろあったのですが、壊れてしまうというのが多々あったのです。その維持管理のために年間2,000万前後のたしか予算が使われていってしまった。今は何かそれについてみればレンタルに変えるということで、前の前の財政課長がいろいろ頭使いまして、そういう形に持っていこうということでやりましたけれども、壊れたときの修理とか、そういったところの弁償含めてどんなふうにお考えですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 子どもたちが使う端末につきましては、1年間は保証期間での対応、納品業者による機器の対応をしていただくというふうに考えております。2年目以降につきましては、補修の分で……

〔「壊れたときの対応どうするかを聞いている」と呼ぶ者あり〕

○学校教育課長（菅原 明君） 壊れたときにつきましては、1年目は納品業者から交換をしていた

だこうというふうに考えております。2年目以降につきましては、補修のほうでの維持管理をしていこうというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 議長、答弁になっていないのだよ。答弁をきちんとしてください。私の質問の趣旨をしっかりと理解して、それについて答弁してください。いいですか。私、何を聞いているかという、貸し出すということはその前の答弁で分かりますように、そうすると壊れたとき、誰がどうというふうに弁償するのだと、どうするのだということを聞いているのだ。2年目がどうだの、3年目がどうだなんて一切聞いていない。

○議長（三田敏秋君） では、これ2問目で。

○15番（姫路 敏君） これ2問目ですよ。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） このタブレットの活用については、基本的に学校で使うことが多いと思います。そしてその後、常態的に家庭学習等で家庭に持ち帰ることもあるかと思えます。それから、このコロナ禍の中でオンライン授業ということで家庭に緊急に持ち出すこともあるかと思えます。現在その中で使用の方法については検討しているところです。その中で、もし学校においても落としたりとか、それから家庭に持ち帰っても、例えば水とか飲物こぼしたりとか多々考えられます。現在、そういう意図的でない場合は、これは個人に家庭に弁償させるということは私は考えておりません。ただ意図的に投げつけたとかそういう場合は、その責任の度合いの場合によっては必要になるのではないかなと検討しているところです。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 意図的にする子どもさんや家庭の人はほとんどいないと思います。ただ間違っ、誤ってということも前提ですが、落としたり壊れるというのは十分に考えられます。ましてや子どもさんが持ち歩くものですから、そういうことというのは前提に物事を考えなければいけない。そうすると、保険やら何やら今度維持管理関係でのそういうランニングコストが出てこようかと思えます。ただ頂いた。はい、やります。スタートしました。今年度は20台ほど壊れてしまって、そういう予算は国から来るのかという来ないでしょう、恐らく。そういうところまできちんと規約を決めて物事をしていかないと、どうなっているのだよということになりますので、その辺しっかりとしてもらいたい。いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 今後使用方法、管理の仕方については、教育委員会でしっかり検討して、示していきたいと思えます。

○議長（三田敏秋君） 12番、尾形修平君。

○12番（尾形修平君） それでは、質問させていただきます。

先ほど市長から9月3日に指名競争入札で業者決定したということで、ここにありますようにエスジー・スタッフ株式会社、これ私も聞いたことない名前なので若干調べさせてもらいましたが、新発田ガスさんの100%子会社で、平成7年に創立されております。村上市におきまして、新発田ガスさんですから当然ガス事業をやっていたわけですがけれども、このエスジー・スタッフさんとこれだけ巨額の契約は、実績があるのかどうかというのを伺いたいのと、あと入札の過程において、指名競争入札であれば何社指名で、市内の業者何社、市外の業者何社ということで教えていただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 企画財政課長。

○企画財政課長（東海林 豊君） お答えします。

実績ということですが、この業者につきましては直接契約ということではなくて、これまでもコンピューター等でありましてリースとかの契約がほとんどでございます。リースの場合は、要はリース会社との契約になりますので、実際にリース会社が物品を調達する業者としてこれまで実績はあるということでございます。

それと、指名の関係でございますが、入札の指名業者というのは7社ございました。7社で、今回応札されたのは2社ということで……

〔「2社」と呼ぶ者あり〕

○企画財政課長（東海林 豊君） はい、最終的に応札されたのは2社ということでございます。いずれも市内に本社、営業所のある業者が7社ということでございます。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） これ仕様書を見ると、ソフトの部分も入っているのですが、ソフトの更新とかそういうものを、今回業者が決まれば、更新も必然的にその業者になっていくのか、随意契約とかでなっていくのか、それとも改めて更新のたびに入札を執行するのか、いかがでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 今回納入していただく端末のソフトにつきましては2つほど、管理用のソフトとフィルタリング用のソフトを入れていただくという形で考えております。そのほかのソフトにつきましては、無料で使えるようなソフトを子どもたちに使ってもらおうというふうに考えております。文書ワープロ機能や表計算、そのほかメールだとか、そのほかいろいろふだん子どもたちが使うようなソフトがあるような形での無料のやつを考えております。

○議長（三田敏秋君） 尾形修平君。

○12番（尾形修平君） 先ほど姫路議員から質問あったのにちょっと関連するのですが、これ子どもたちに1台1台ということで承知しているのですが、基本的に学校単位でやるわけなので、その貸与する子どもたちのタブレット、当然データが入っていくわけですね。データが。そのデータをタブレット1台を例えば小学校1年生から6年生までその子に預けるのか、それとも



1年単位でそのデータも消去していったら、また改めて貸与するのか、その辺だけお聞かせ願えればと思います。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） インターネットにつないでクラウド上で操作して、そのクラウド上でデータを保存するという形で聞いておりますので、個人、児童生徒一人一人が自分のIPやアドレスに入っていけば、自分の機械が例えば違ったとしても自分のデータがそのまま使えるというふうに認識しております。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 今回の同じ質問でちょっと重複する部分があると思いますが、ようやく児童生徒に1人ずつこの端末がつくと。ノート型でコンバーチブル機能対応ということですが、先ほどもお話しした1年生もこれ1台ずつ、小学校1年生ですけれども、持つようになりますが、当然今度また新型コロナウイルスの感染の状況によってはオンライン授業に進むということになるかと思いますが、この前私一般質問で聞いたときにはまだちょっとその辺の対応が取れていないってことだったのですが、今現物もうこの入札、契約がこれで通れば、早いうち、今月、来月中ですか、には物が入ると思うのですが、実際にそれを使ってオンライン授業をやるとしたら、直近でいつ頃からであれば可能になるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 子どもたちのほうへの端末のほうの納入につきましては年度末を予定しております。また、機械の使い方についての学校での使い方あるいは家庭での使い方についても、今後関係者、協議会をつくりながらどのように使っていくかの、学校での使い方、そして家庭での使い方について決めていこうという形で考えております。端末が子どもたちに全部行き渡るというのは年度末を考えておりますので、時期的にはちょっとまだもう少し先になるのかなというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 年度末ぎりぎりになって、そうすると来年度の時期になるわけですが、その前に準備段階として当然オンライン授業をやる上では、いわゆる学校の教員の先生方の研修やら、あるいはアドバイスを受ける専門家の職員やら、こういった方々の力が必要だと思うのですが、その辺のお考えについてはどんなふうな方向ですか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 先生方の子どもたちの指導のための研修につきましては、4つぐらい研修のほうを計画しております。端末のほうの操作についての研修、それとあと端末を使った授業での活用の研修、そしてより詳しい学校でのリーダー的な役割をしていただくための先生方の研修、そしてあと校長先生、教頭先生といった管理者のための管理用の研修という形のを計画し

ております。クラウドの最初機械の操作につきましては、年内中に各地区で実施できればというふうに考えております。

○議長（三田敏秋君） 3番、富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） すみません、2点ほどお聞きしたいと思います。

今の高田議員の質問とも関係するのですけれども、今後こういう教育をやっていく場合、ぜひとも先生の負担があまりにもこのために例えばプログラムをいじったり、教材をつくったり、そこら辺で負担が過度にならないようにぜひともご配慮いただきたいなというふうに考えております。

もう一点は……

○議長（三田敏秋君） 一問一答で。今ので答弁してもらえますか。

教育長。

○教育長（遠藤友春君） 教員の働き方改革の中で、このタブレットの扱い、いろんな活用の仕方については、これは当然高いお金をかけて導入するわけですから、しっかり使いこなしてもらわなければならないと思っております。そのための研修はしっかりやっております。ただ、教員業務全体の中でこの研修に力を入れることによってかなりの部分多忙になるとか、そういうことは意図していませんので、全体業務の中で様々な業務の調整を図っていかなければならないと思っております。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） よろしく願いいたします。

もう一点は、子どもさんがこれを長時間使ったり、特に家庭に持ち帰ってという場面があったときなんか特にあれだと思っておりますけれども、ブルーライト、目の保護ですね。ブルーライトによる目の保護、これがこの仕様を見ると、例えばブルーライトカットのフィルムがCRTに貼られているのかとか、そこら辺は何か配慮されておりますでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 子どもたちとタブレットの使用についても、どの程度の時間継続してできるのかとか、何分やったらやめるとか、そういうルールについてもしっかり規約等を定めて学校に示していかなければならないと思っております。直接ブルーライトを浴びるのをどう防ぐとか、そういうことまでは現在検討しておりません。

○議長（三田敏秋君） 富樫雅男君。

○3番（富樫雅男君） 例えば1時間使ったら15分は見ないようにしなさいとか、そういうふうなソフト面でのそういう指導で対応されるというお話なのでしょうけれども、ぜひ積極的な対策としてそういうフィルムを貼ってもらうとかお考えいただければと思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 本当に視力の低下とか、そういう様々な面で障がいが生じないようにしつ

かり研究して、情報を得ながら子どもたちに有効活用させてまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 19番、佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） では、1点だけなのですが、お願いいたします。

先ほど話も出たのですけれども、心配なのは1台ソフトを入れて6万円弱ぐらいの単価になるわけなのですが、それ3,500台ということになると、今まで学校に導入したパソコンなどとは違って持ち帰りまで想定した場合、やはり維持管理上のもう少し検討が必要なのでないかなというふうに思うのです。というのは、先ほどの話だと保証期間は1年間だと、それ以降はその状態によってどちらが持つかみたい、そんな話がありましたけれども、今非常にこういうのの維持管理というか進んでいまして、大した金額でもない中で保険的なものが適用されて、それで結果的には今の場合だったら信販会社がリース会社と契約するのか、もともとの販売元というのですか、と契約するのか分かりませんが、保険的なものを応用することに3年だとか5年だとかという、その保証期間が延びるシステムがあると思うのですけれども、そういうことの検討もなされましたか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 保険のほうの関係でありますけれども、来年度分での部分で考えておりましたので、今後保険のほうの利活用、利用につきましても検討していきたいというふうにご考えております。

○議長（三田敏秋君） 佐藤重陽君。

○19番（佐藤重陽君） ぜひしたほうがいいのではないかなと思うのと、後づけで保険って入れられないのではないかなと思うので、これが年度末に導入ということなのであれば、それまでに維持管理上個人に負担をかけても悪いし、市としてもそれが小さい子どもだから悪意はなくても、やはり持ち帰りするという段階になるといろんなトラブルが考えられるので、ぜひともその導入などに保険の問題についても検討していただきたいと、そういうふうに思います。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 使用管理の契約をつくるとともに、そのような保険の導入が可能かどうか早期に検討してまいりたいと思います。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第136号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第136号は原案のとおり可決されました。

午後2時15分まで休憩といたします。

午後 2時00分 休 憩

---

午後 2時15分 開 議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

---

日程第11 議第137号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第9号）

○議長（三田敏秋君） 日程第11、議第137号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第9号）を議題といたします。

理事者から提案理由の説明を求めます。

市長。

〔市長 高橋邦芳君登壇〕

○市長（高橋邦芳君） ただいま上程いただきました議第137号につきまして、提案理由のご説明を申し上げます。

議第137号は、令和2年度村上市一般会計補正予算（第9号）についてであります。歳入歳出予算の総額にそれぞれ5,040万円を追加し、予算の規模を400億5,590万円にしようというものであります。

補正の主な内容といたしましては、新型コロナウイルス感染症対応に係るインフルエンザ予防接種助成事業の拡充経費及び中学校修学旅行キャンセル料に対する補助金について追加をしようというものであります。これらの財源につきましては、市民の皆様から新型コロナウイルス対策に活用するためご寄附をいただいております寄附金を充当したほか、議会議員報酬や旅費等の減額、市三役の給与の減額により生じた財源等で調整をさせていただいているところであります。

歳入におきましては、第18款寄附金で新型コロナウイルス対策応援寄附金で694万5,000円を、第20款繰越金では前年度繰越金4,345万5,000円をそれぞれ追加しようというものであります。

歳出におきましては、第1款議会費で議員報酬など958万9,000円を、第2款総務費で特別職人件費294万円をそれぞれ減額し、第4款衛生費では予防業務経費6,140万円を、第10款教育費では教育長人件費を減額したほか、教育委員会事務局経費などで152万円をそれぞれ追加しようというものであります。

よろしくご審議の上、原案どおりご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから議第137号 令和2年度村上市一般会計補正予算（第9号）の補足説

明を受けるため、暫時休憩し、直ちに協議会に切り替えます。

午後 2時17分 休憩

---

午後 2時22分 開議

○議長（三田敏秋君） 休憩前に引き続き会議を再開いたします。

これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

15番、姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） まず、歳入のことなのですが、寄附金694万5,000円、当初の諸般の報告でもあったのかもしれませんが、多くの寄附金がこれだけ寄せられているということなのでしょうけれども、中でもちょっと一番大きいのはどこでしたか。私ちょっとそれ見てこなかったもので、今ここで質問しますけれども。

○議長（三田敏秋君） 総務課長。

○総務課長（竹内和広君） この寄附金の取扱いにつきましては、実は法人3社、個人16名でございます。ただお名前についての公開の同意はいただいておりませんので、お名前のほうちょっと控えさせていたいただきたいと思います。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 分かりました。いいです。

○議長（三田敏秋君） 4番、高田晃君。

○4番（高田 晃君） 1点だけ。教育委員会事務局経費の中で、いわゆる修学旅行キャンセル料補助金、内容分かりましたが、中学校6校、この前の新聞紙上にも中学校の修学旅行が相当キャンセル、中止になっているというふうなお題が出ていましたが、実際にこの6校のうち、聞くところによると行き先を変更して行ったという学校もあれば、中止にしたという学校もあるのですが、その辺の内容をちょっと聞かせてもらえますか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 中学校の修学旅行が中止になっております。3つの中学校で中止になっております。3校で中止をしております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 私のところにも中学生来ているのですけれども、ある学校は関西方面非常に危険性が高いと、感染の関係ですが、急遽岩手に変更して修学旅行を実施する。片やもう一校、都内の学校ですが、中止ということで、子どもたちが不公平ではないかというふうなことを口に出しています。中止の場合、何か代替的な、ある学校では巡見等を利用してそれに代えるというふうな考えを持つ学校もあるわけですが、例えば村上第一中学校は中止になっていますが、村上第一中学校は何か中止の代替的なものを考えているのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 学校教育課長。

○学校教育課長（菅原 明君） 村上第一中学校では巡見というのですか、新潟市内、何か高校のほうに行くような形の計画も考えているという話は聞いたことがちょっとございます。学校で対応しております、ちょっと詳しく分からなくて申し訳ないですが、そういうお話を聞いております。

○議長（三田敏秋君） 高田晃君。

○4番（高田 晃君） 中学校の一番思い出になる修学旅行で、今のこの情勢ですので、ある程度縮小あるいは行き先変更等はやむを得ないかなと思いますが、せつかくのあれですので、ぜひ何らかの形で代替的な子どもたちの思い出づくりをしてほしいなというふうに思いますが、教育長いかがですか。

○議長（三田敏秋君） 教育長。

○教育長（遠藤友春君） 学校には7つの中学校、慎重に判断するよという指示はさせてもらっておりました。その上で、学校、それから保護者十分話し合った結果、それぞれの学校が判断したというふうに理解しております。ただ生徒の気持ちを考えると、やはりずっと一生思い出に残る大事な修学旅行がなくなったり、変更になったり、全くどこへも行かないということにもなっていて不平等感はあると思うのですが、また1年間、3年間の学校生活の中でさらに他の思い出もつくりながら、残りの学校生活過ごしてもらいたいなと思っているところです。

○議長（三田敏秋君） ほかにございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議第137号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議第137号は原案のとおり可決されました。

---

日程第12 議員発議第13号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について

議員発議第14号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める

### 意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第12、議員発議第13号及び議員発議第14号の2議案は、いずれもコロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出についてであります。これを一括議題といたします。

提出者から提案理由の説明をお願いいたします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第13号並びに第14号 コロナ禍における私立高校生の学びを保障し私立高校の教育環境整備を図るため、私学助成増額・拡充を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月14日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出です。意見書の文面につきましては、皆様の配付の資料のとおりであります。第13号は国に対し、1、私立高校生への就学支援金制度を施設整備費も対象にし、年収590万円を超える世帯への支援金を増額するなど、制度の拡充を行うこと。2、私立高校入学金への新たな助成措置を講ずること。3、私立高校への経常経費に対する助成を増額することとし、提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長。

第14号は、県に対し、1、学費の公私間格差是正へ国の制度拡充と相まって、県独自の学費軽減制度を拡充すること。2、私立高校への経常費助成を増額することとし、提出先は新潟県知事でございます。

賛成者は、いずれも渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員であります。そして、提出者は私、河村幸雄でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから一括質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから順次討論の後、ボタン式投票により採決をいたします。

最初に、議員発議第13号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第13号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第13号は原案のとおり可決されました。

次に、議員発議第14号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで討論を終わります。

これから議員発議第14号を採決いたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第14号は原案のとおり可決されました。

---

日程第13 議員発議第15号 新型コロナウイルス感染症対策の強化、少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第13、議員発議第15号 新型コロナウイルス感染症対策の強化、少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第15号 新型コロナウイルス感染症対策の強化、少人数学級の実現と教員の抜本的増員を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月14日に開催されました総務文教常任委員会の協議会で審査され、願意了承された陳情に基づく意見書の提出です。意見書の文面につきましては、皆様の配付の資料のとおりであります。

提出先は、内閣総理大臣、文部科学大臣。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げます。ご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これより議員発議第15号について討論を行います。討論はございませんか。



〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第15号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

〔ボタン式投票〕

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第15号は原案のとおり可決されました。

---

日程第14 議員発議第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第14、議員発議第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いします。

6番、河村幸雄君。

〔6番 河村幸雄君登壇〕

○6番（河村幸雄君） 議員発議第16号 地方財政の充実・強化を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月14日に開催されました総務文教常任委員会の協議会において協議され、決定された意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様の配付の資料のとおりであります。

提出先は、内閣総理大臣、内閣官房長官、総務大臣、財務大臣、経済産業大臣、内閣府特命担当大臣（地方創生、規制改革）、内閣府特命担当大臣（経済財政政策）、新型コロナウイルス感染症対策担当大臣宛てであります。

賛成者は、渡辺昌議員、木村貞雄議員、本間善和議員、高田晃議員、佐藤重陽議員、小杉武仁議員、そして提出者は私、河村幸雄でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。ご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願いいたします。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから議員発議第16号について討論を行います。討論はございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第16号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第16号は原案のとおり可決されました。

---

日程第15 議員発議第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設  
を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第15、議員発議第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

10番、鈴木一之君。

[10番 鈴木一之君登壇]

○10番（鈴木一之君） ただいま上程されました議員発議第17号 加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度の創設を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月16日に開催されました市民厚生常任委員会で審査され、採択されました請願第3号に基づく意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様に配付のとおりであり、今定例会初日に紹介議員であります高田議員からの補足説明にもありましたとおり、加齢性難聴は、日常生活を不便にし、コミュニケーションを困難にするなど生活の質を落とす大きな原因になる。最近では、鬱や認知症の危険因子にもなることも指摘されています。そのような中で、補聴器の普及は高齢になっても生活の質を落とさず、心身共に健やかに過ごすことができ、認知症の予防、ひいては健康寿命の延伸、医療費の抑制にもつながるものであり、よって政府に対し、加齢性難聴者の補聴器購入に対する公的補助制度を創設するよう求めるものであります。

賛成者は、鈴木好彦議員、上村正朗議員、富樫雅男議員、稲葉久美子議員、鈴木いせ子議員、長谷川孝議員、そして提出者は私、鈴木一之でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようよろしくお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから議員発議第17号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第17号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第17号は原案のとおり可決されました。

---

日程第16 議員発議第18号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第16、議員発議第18号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

10番、鈴木一之君。

[10番 鈴木一之君登壇]

○10番（鈴木一之君） ただいま上程されました議員発議第18号 後期高齢者の医療費窓口負担の現状維持を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、先ほどの請願第3号に引き続き市民厚生常任委員会で審査され、採択されました請願第4号に基づく意見書の提出であります。意見書の文面につきましては、皆様に配付のとおりであり、今定例会初日に紹介議員であります高田議員からの補足説明にもありましたとおり、窓口負担の引上げは、後期高齢者の生活及び医療機関への受診に大きな影響を及ぼすことが懸念されます。このような実情を考慮し、後期高齢者が必要な医療を受けられる機会の確保という観点から、窓口負担の在り方については、現状維持に努めることを求めるものであります。

賛成者は、鈴木好彦議員、上村正朗議員、富樫雅男議員、稲葉久美子議員、鈴木いせ子議員、長谷川孝議員、そして提出者は私、鈴木一之でございます。

提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、厚生労働大臣、衆議院議長、参議院議長でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ございませんね。これで質疑を終わります。

これから議員発議第18号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第18号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第18号は原案のとおり可決されました。

---

日程第17 議員発議第19号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について

○議長（三田敏秋君） 日程第17、議員発議第19号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出についてを議題といたします。

提出者に提案理由の説明をお願いいたします。

14番、川村敏晴君。

[14番 川村敏晴君登壇]

○14番（川村敏晴君） ただいま上程されております議員発議第19号 防災・減災、国土強靱化対策の継続的な推進を求める意見書の提出について、村上市議会会議規則第14条の規定により提出いたします。

本案は、去る9月18日に開催されました経済建設常任委員会の協議会で協議された意見書の提出でございます。意見書の文面につきましては、皆様に配付のとおりでございますが、本案は、激甚化・頻発化する自然災害に対するための防災・減災対策や、インフラ施設の老朽化対策を重点的かつ継続的に実施できるよう、防災・減災、国土強靱化のための3か年緊急対策の終了後も引き続き必要な予算を確保するとともに、地方財政措置の拡充などによるさらなる負担軽減を図るなど、防災・減災、国土強靱化対策の充実・強化を推進するよう強く要望するものでございます。

賛成者は、姫路敏議員、山田勉議員、大滝国吉議員、菅井晋一議員、尾形修平議員、川崎健二議員、そして提出者は私、川村敏晴でございます。

提出先は、衆議院議長、参議院議長、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、国土交通大臣でございます。

以上、提案理由の説明を申し上げました。よろしくご審議の上、ご決定賜りますようお願いを申し上げます。

○議長（三田敏秋君） これから質疑を行います。ご質疑ございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） これで質疑を終わります。

これから議員発議第19号について討論を行います。討論はございませんか。

[「なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 討論なしと認めます。

これから議員発議第19号をボタン式投票により採決をいたします。投票を開始してください。

[ボタン式投票]

○議長（三田敏秋君） 投票を締め切ります。

賛成全員です。

よって、議員発議第19号は原案のとおり可決されました。

---

## 追加日程第1 緊急質問

[「議長」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） 本間議員、どのような発言でしょうか。

○7番（本間善和君） 消防の配備、配置体制について、先般配付されました人事異動の内示により山北分署の救急車の削減計画があると伺っております。これについて緊急質問したいと思いますが、よろしく願い申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 賛成者は。

[「賛成」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ただいま本間善和君から消防の配備、配置体制について緊急質問をしたい旨の発言がありました。

よって、ただいまの緊急質問に同意の上、この際日程に追加し、緊急質問を行いたいと思います。これにご異議ございませんか。

[「異議なし」と呼ぶ者あり]

○議長（三田敏秋君） ご異議なしと認めます。

追加日程第1、消防の配備、配置体制について緊急質問を行います。

本間善和君。

[7番 本間善和君登壇]

○7番（本間善和君） それでは、お疲れのところ大変恐縮ですが、私の緊急質疑、皆さん同意いただきましてありがとうございます。

早速ですが、先ほど申し上げました先般お配りいただきました消防署員の異動内示により、山北分署、現在救急車が2台あると伺っております。その1台を削減するというお話が耳に入ってきました。そのことについて、私非常に疑問に思うところがありますので、お答えいただければと思っております。

その前に、質問の前にですけれども、山北の救急車の2台といういきさつについて、多分議員の皆様は十分ご存じだと思いますが、いろいろなやっぱり立地的な条件がありまして2台置いたと、平成25年の年だったと思います。そういうことで、やはり市民の命を守るという格好で2台の配備

をし、今現状に至っているという格好だと思います。

そこで、1番目の質問でございます。先般私、平成30年の第2回定例会、6月に開催されました定例会の一般質問で村上総合病院のワークステーションについて伺っておりました。ワークステーションのところに人員を配置しなければならない、救急車を配備しなければならないので、市長、どういう考えで、どういう配置計画を考えていますかという私質問をしました。その中で、ちょっと朗読させていただきます。私持ってきた。議長、いいでしょうか。市長の答弁でございます。救急ワークステーションについては、本署に配備しております2台の救急車のうちの1台を第1出動の救急隊として配備し、残る本署の救急車については第2出動用救急隊として新たな編成とするものと計画しております。これに伴い、ここからです。「現在本署に配置している救急隊員については、本署とワークステーションの2か所に再配置することといたしております」と、そういうふうに明言しております。そこで、私は、ああ、これでほかの分署等には何も影響ないなど、本署の中で、今までどおり本署の人員の中で機械もやり、人もそこにやりという格好で済むのだなという格好で安堵したわけです。ただし、再度、再質問で、同じ一般質問の再度という格好ですが、消防長に伺っております。何人配置するのですかと、ワークステーションにということで質問しましたら、一応4名を派遣すると考えておりますということで、私が心配していたより少なかったなということで、その中でもローテーションを組みながら研修も受けさせてやるから心配ないよと、また再度市長が答弁しております。非常にそこで私は安堵していたわけですが、今回そのような内示が出て、山北地域については高速道路ができたわけでもなく、全線開通したわけでもなく、新しい病院が建ったわけでもなく、村上総合病院、今の現在の村上総合病院に来たとしても、今までどおりの長時間、救急車が出動すれば約1時間、戻ってくるまで2時間空白の事態を2台の救急車があるためにカバーしてくれていたわけです。それが私、何の社会情勢も変化ないのに、一挙にこういうことを明言してきちっとおっしゃっていただいたのに、議員のほうには何も説明なく一挙にやってしまう計画だとお伺いして、その真意を市長、どなたでも結構でございます。真意を伺いたいと思います。

これが1問目の質問でございます。議長、よろしく申し上げます。

○議長（三田敏秋君） 消防長。

○消防長（鈴木信義君） 今ほど本間議員からの質問でございますが、まず山北分署の救急車の引揚げと、それから山北分署の職員の異動に関してでございますけれども、救急ワークステーションの開設に伴いまして、先ほど本間議員がおっしゃいましたとおり、本署の人間を配置する、本署の救急車を持っていくという部分に関しては変わっておりません。前に議会のほうで前消防長のほうが答弁していた4名という内容に関しては、私のほうでは4名の救急救命士を派遣するというような文言だったのではないかなというふうに思っているのですけれども、我々消防本部で昨年度ワークステーションを開設するに当たりまして、ワークステーションの設置に関して検討委員会を開かせていただきました。その中で、現在の状況の中で村上市民のためにどのような車両の配置、人員の

配置にしたほうがベターなのかということを検討させていただきまして、先ほど本間議員がおっしゃいましたとおり、山北分署に行っている救急車を1台引き揚げようという考えになりました。本間議員が心配しています1台引き揚げたときの山北分署への対応でございますが、今まで実施をしてきているところもあるのですけれども、救急車がない場合の出動です。それに関しましては、今どこの分署でも行っていますが、残る人員がございます。その人間が後方車なり消防車なりで現場に急行すると、追っかけ次の部隊が来るという対応を取らせていただくことと、あと今鶴岡消防と応援協定は持っているのですが、近隣の出動態勢のみの応援態勢になっていますが、それを全域の出動をできないかということで、今鶴岡消防のほうに話しかけております。また、救急車2台体制にする前の山北の1台体制のときにはドクターヘリというのが2台ありませんでした。今の新潟県にはドクターヘリが2機体制、そのほかに応援として山形のドクターヘリも応援に来れるように体制が備わっております。そのようなことで山北のほうに応援に行く救急車が遅れる分の補填をその辺でさせていただきたいと、そのように考えた中で、今の体制をつくらせていただきました。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 全体のこの関係もありますので、私から少しお話しさせていただきたいと思っておりますけれども、まず新潟山形南部連絡道、それと日東道が延伸することに伴いまして、荒川分署に救急隊2隊を配置をするということからスタートしたわけでありまして、これまでずっと各分署1台体制でやってきました。これは平成9年からでありますけれども。その後、平成21年から2台体制を荒川については敷いたわけでありまして、その後、先ほど議員平成25年というふうにおっしゃいましたけれども、たしか平成27年からだったと思っておりますけれども、その荒川分署にあった1台を山北分署に移動させたということでありまして。高速道路が延伸する中、また新潟山形南部連絡道、これが接続していく中での高速道路上の災害が発生した場合についての対応ということが、先ほどの議員のお言葉を借りれば、まだそれがあるにもかかわらず移動したというのは当時の市の考え方があったのだろうというふうに思っております。私まだ就任しておりませんでしたので。その後、村上総合病院の移転、新築が決まり、村上市において市民の安全・安心をどのようにしたら一番最良の形で対応できるのかということで救急ワークステーション、さらには病児保育施設、これを併設をさせて市民の命を守っていく、そういう仕組みをしっかりと整備していこう、充実させていこうということで数次にわたってこのことについては議会にご説明をしてきたということになります。

また、先ほどの消防長から答弁を申し上げました救命士4名配置の部分について、私の言葉が足りなくてそういうふうに取り組みをしたということであれば、それは真摯におわび申し上げなければならないわけでありまして、議員もご承知のとおり4人で1台の救急隊は24時間365日回らないわけでありまして、そのために今年の4月、さらにはこの10月、さらには12月の本番に向けて消防本部では2交代制から3交代制へのシフトも含めて対応していく。これについては、3交代

でありますから、3倍の人数が当然必要になってくるということ、これは常識の話だというふうに思っております。そうした中で、市全域における十分な医療体制を確保していくための方策として最良のものは何かということで消防本部でこれまで検討していただいた結果がこれだということがあります。これまでも各分署1台しかないところについては、当然それが出場すれば空くわけですね。それを近隣の分署から行く、もしくは本署から行くということでフォローアップしてきたわけです。こうしたことを含めて山北分署についてはたまたま2台あったということで、私もこういうふうな体制を組むに当たりまして、実際どういうふうな動きをしているのかというのを調べさせていただきました。そうしますと、平成27年から山北分署の2台体制の第2出場があったのが約40回だと思います。これ5年で40回であります。他の分署においては1年で40回、本署においては1年で90回を超える、そういった第2出場があるわけです。そうしたことを考えれば、空いたところにはきちんと他の空いている救急車が配備をされていくということになりますので、これで市全域のフォローアップができるなという判断で消防から提案をいただきましたので、ではそうしていかうということで、この9月の1日号の広報でお知らせをさせていただいたということでございます。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 質問は3項目しかないものですので、私この3項目ちょっときちっと守らなければならないので、今の答弁に対してもまだまだ疑問があります。ということで、納得できませんので、私、これ2問目に入ってよろしいですか。

○議長（三田敏秋君） はい。

○7番（本間善和君） 2問目として、通常今までこういう消防の体制、消防員、機械の配備体制、特に救急車の配備体制については、やはり所管する議会に対して、所管する総務文教常任委員会、もしくは全員協議会でこういう問題については市民の生命とか財産とかに関わる問題については事前の説明会があったと思うのです。私、そしてそういうことで一般質問でも議事録にきちっとこうして残っている。誤解を招くような発言だったかもしれないのだというけれども、やはり議事録にきちっと残っているようなものが変更になるといった場合は、変えていくという場合は、行政側としては議員に対してやはり私は全員協議会なり総務文教常任委員会で経過説明、こんな格好でこういうふうに変更していきたいよ、こういう格好して考えているのだとかという説明があつて当然だと思いますが、その辺についてはいかがですか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 数次にわたりまして先ほど申し上げましたとおり説明を申し上げてきました。そんな中で、これまでも例えば配備されている資機材の数が変わるとか、そういうものについて前回私も確認させてもらったのですけれども、例えば荒川分署の1台を引き揚げて山北分署に配備をするというときについても、なんか説明はされていなかったということでありましたので、それは



内部事務として、内政側として市の消防の例えば戦力の体制をどうつくり上げていくかという議論の中で、そういうふうな形をつくり上げていって、それが最良だという判断をさせていただいているということでもあります。その中で、例えば大きく懸念をされるような事項、例えば市民の安全・安心側に大きく影響を及ぼすようなこと、この懸念材料があるのであれば当然市民にも説明をしなければならない。それでもやらなければならない場合ですね。それは当然市民の代表であります議会にもご説明をしていくということで、そういうふうなことでこれまでもやってきました。ですから、村上総合病院の移転、新築については丁寧に丁寧に説明をさせていただいたということでもありますので……

[「今の質問に対して答えてください。消防分署の救急車削減について、あなたは議会に説明しましたか、していませんかということを知っている」と呼ぶ者あり]

○市長（高橋邦芳君） ですから、これまで……

○議長（三田敏秋君） まず、市長の話聞いて。

○市長（高橋邦芳君） これまでもそういう形で判断をする内政の部分についてまでも議会に対して提案し、ご説明をしておくということは、これはケース・バイ・ケースですけれども、やってこなかったということで本部から聞いておりますので、そういう対応をしたということでもあります。

○議長（三田敏秋君） 本間善和君。

○7番（本間善和君） 私は、消防本部からも市長からも聞いていない。変なことをしたなと思っていますので、できればまだ12月にです、今後やっていただきたいと思います。

3問目行っていいですか。

○議長（三田敏秋君） はい。

○7番（本間善和君） 3問目の質問をさせていただきます。

先ほど市長は、9月の市報でも市民に説明していると。確かに私市報見ました。これを理解する人どこにいらっしゃるのでしょうか。この市報には、山北分署、12月から13名の体制でいきます。ポンプの台数、救急車の台数等については何も書いてありません。救急車が2台から1台に削減されますよ、現在まで17人いたのが13名になりますよという記事は一言もついていないのです。これで一般の市民に説明したと言えるのですか。これはとんでもないと思います。一般の市民は、これを見て理解した人はいません。やはり市長たるもの、市民の命と財産を守って大切だということであれば、市民に言葉が分かるような、誰の目線でも分かる言葉でやはり市報に書いていただきたいと思います。それが私、市民に説明したということだと思っております。私は、決してこれで安堵している、これで市民に説明した。消防長に昨日聞きました。市民にも説明している、市報でと。どうなっているかと私見た。実は山北支所長にも聞きました、昨日。山北支所長、あなたは削減すること知っているのかと。初耳です。とんでもないことだと思っております。そして、一般の市民から、そんなうわさが

流れている本間議員どうなっているのだと何人からも電話が来た。私は、全くそれはうそだと言って突っぱねた。平成30年の6月の定例会で私が聞いて、山北分署の救急車の削減することなんかないよと、心配するなどと言って話したので、やはり市民の皆さんに心配をかけない村上市の行政をやっていくにはもっと理解をいただく、せめて8月、今月の8月の末には区長会があったのです。そういう場で、山北市民全部集めるわけいきません。区長会の代表者47名、山北支所長を先頭に集めて会議やっているのです。そういう席でご理解をいただくとか、説明して要望を聞くとかと、なぜそれができないのでしょうかと思います。その辺についていかがですか。それでも説明をしたと言えるのでしょうか。

○議長（三田敏秋君） 市長。

○市長（高橋邦芳君） 平成30年の一般質問のやり取りの中で、山北分署の車両は減らないよというふうなことで議員が市民の皆さんにご説明をされたということでもありますけれども、その時点でまだ村上市全体の救急車の配備計画、また人員の配備計画がかちっと固まっていたわけでないということだけはまず1点申し上げておきたいというふうに思っております。

それと、市報にそれを記載して、確かに今までは2台体制の17名であったものが1台体制の、高規格救急車の台数は書いてありますから、それと人員の数も書いておりますので、他の分署と比較するとイコールになっていますから、そこは減るなどということ、それを見て分かってくれというのは、これは少し性急なような気はいたします。そういうふうな段取りを踏まえてやっていくよということで、今年の年度当初からずっと動いてきた中での話でありますので、その中で今議員からご指摘の部分があるということは今私受け止めましたので、今後の対応についてはまた別途考慮をしていきたいというふうに思っております。

○7番（本間善和君） 議長、3問ですので、緊急質問を終わらせてもらいます。よろしく検討お願いします。

以上でございます。

〔「議長」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） この件に関してですか。

〔「同じです」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） ちょっと着席してから。

姫路敏君。

〔15番 姫路 敏君登壇〕

○15番（姫路 敏君） ご苦労さまです。全員協議会でちょっとお話ししたかったのですが、議場でどうしてもやれという命令が議長から出されましたので、本間議員が代表して聞いて、私も質問いたします。

やっぱり議事録というのは大事で、後々までずっと残ってしまう。残る。当たり前ですけども。

したがいまして、責任の持った答弁がいただきたい。後々問題にされるようなことではいけないと私も思っております。

副市長、ちょっとあなたにお聞きいたします。救急車が1台削減になるということはこの9月定例会前に一部の議員の方々にお話しされたということはございますか。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） 内部でいろいろ検討していることはございましたけれども……

〔「えっ、聞こえない」と呼ぶ者あり〕

○副市長（忠 聡君） 庁舎内部で検討しているという事実はございましたけれども、そういった事前のことについては一切触れていません。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） 再度お聞きします。

定例会前に一部の議員さんに救急車が山北分署の救急車が1台削減されているということは内部で検討していて、一部の議員にも言っていないということですのでよろしいですか。しっかりと答えてください。

○議長（三田敏秋君） 副市長。

○副市長（忠 聡君） はい、そのとおりでございます。

○議長（三田敏秋君） 姫路敏君。

○15番（姫路 敏君） これは後で検討してもらいますので、ここで終わらせていただきますが、この言葉をしっかりと議事録に残ると思います。いいですか。

以上です。

○議長（三田敏秋君） ほかにこの件についてございませんね。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（三田敏秋君） これで緊急質問を終わります。

---

#### 発言の訂正

○議長（三田敏秋君） ここで皆様に申し上げます。稲葉久美子君から発言の訂正がありましたことについて申し上げます。

9月9日、私の一般質問における一連のコロナ禍に関する発言について、文言の取消し削除の申出を行い議会の許可をいただきましたが、その申出の中で「放送自粛対象の用語」のためと申し上げましたが、「不適切な用語」ということで訂正を願いますとのことがありましたので、村上市議会会議規則第65条の規定により、議長においてこれを許可いたしましたので、ご了承を願います。

---

○議長（三田敏秋君） 以上で本日の日程は全て終了しましたので、会議を閉じ、令和2年第3回定

例会を閉会といたします。

長期間にわたり大変ご苦労さまでございました。

午後 3時14分 閉 会